

厳罰化の時代に

津 富 宏

犯罪者には厳罰をもって臨もうという空気が時代を覆っている。果たして、厳罰を課すことは犯罪を減らすのだろうか。この問いに答えることが本稿の目的である。法務教官であった筆者の問題意識に基づき、特に、少年に対する厳罰化の効果について考察するのが本稿の目的である。

本稿では、厳罰化は、緩やかとされる刑罰に代えて、厳しいとされる刑罰を用いることをいう。例えば、少年を少年として裁く代わりに成人として裁いたり、夫婦間暴力において説得する代わりに逮捕したり、ある犯罪者を刑務所に収容しない代わりに収容したりすることである。本稿の関心は、厳罰化が犯罪の減少をもたらすかどうかにある。よって、本稿は、AとBという制裁があり、AよりもBの方が厳しい（とされる）場合、BをAに代えて用いることにより犯罪がより減少するという仮説を吟味する。

特に、少年に対する厳罰化というとき、一般にイメージされているのは、犯罪を犯した少年を（少年院に入れる、あるいは、保護観察にする代わりに）刑務所に入れることが犯罪の抑止に効果的だという言説であるので、よって、本稿では、この言説にかかわる諸仮説を吟味した諸研究をレビューする。

なお、本稿と関心領域の重なるレビューに、Von Hirschi et al. (1999) がある。興味のある読者はぜひ参照されたい。

抑止、隔離、更生

刑罰が犯罪を減らす効果として挙げられるのは、抑止、隔離、更生である。厳罰化は、前2者による効果を期待して行われる施策である。さて、抑止と隔離の違いとされているのは以下の3点である。

- 1 前者は、身柄を拘束するか否かにかかわらず効果が想定されるが、後者は、身柄を拘束する措置についてのみ効果が想定される。
- 2 前者は、刑罰を受ける本人に対する効果（特別抑止）だけでなく、刑罰を受けない他者に対する効果（一般抑止）を予定しているが、後者は、刑罰を受ける本人だけを対象としている。
- 3 前者は、刑罰の威嚇力を認知して犯罪行動を抑制するという判断モデルをもった人間像を前提とするが、後者はそのような判断モデルをもった人間を前提としない。

厳罰化論者は、刑務所収容による犯罪減少効果を主張するが、これは、「1」により、抑止と隔離の効果が混在したものである。しかし、刑務所収容による犯罪減少効果を考える際には、両者を区別してとらえようという姿勢が大切である。

なぜなら、抑止と隔離のそれぞれが、刑罰の機能として、「現実にどれだけの」効果を及ぼしているのかは実証的な問題であるが、抑止の効果と隔離の効果を切り離して確定することは刑事政策上非常に重要な知見を与えるからである。例えば、薬物濫用を刑罰によって減らそうというとき、抑止が機能していなければ、すべての薬物濫用者を刑務所に収容しなければならないし、機能していれば、ごく少数の薬物濫用者を収容することで刑務所に収容することで薬物濫用を減らしうる可能性がある。一方、(薬物供給量に応じた分だけ薬物濫用がある場合のように) 隔離が機能していなければ、刑務所に収容しても意味はないし、機能していれば、刑務所に収容しただけ薬物濫用が減ることになる。

さて、政策上は明らかに異なる示唆を持つ両者であるが、「1」の観点に着目して両者の効果を分離しようとしても、刑事司法機関との最初の接触である逮捕がすでに身柄措置であるように、具体的な処分の効果を見る研究においては、同一の処分が両者の性質を併せ持つため、両者の効果を分離してとらえることは困難である。

また、「2」の観点に着目して、両者の効果を分離することも困難である。特別抑止の効果と切り離して一般抑止の効果を取り出すために、一般人を対象に研究を行っても、一般人には必ず犯罪者・非行少年が含まれるから、一般抑止と特別抑止の境目は必ずしも明らかではなく一般抑止の効果だけを取り出すことは難しい。また、隔離の効果だけを取り出そうとしても、隔離は本来は本人に対する効果だけを予定しているにもかかわらず、一定の犯罪者を隔離することにより社会ではその犯罪者の得ていた利益を得るための新たな犯罪者の参入を招くなど、実際には、本人以外の者の犯罪行動の変化を招くことになる。

厳罰化の時代に

よって、抑止の効果を隔離の効果と切り離して純粹に把握するためには、「3」の中核的主張である、刑罰の威嚇力の認知が犯罪行動に与える効果を直接吟味する研究を行う必要がある。この研究は、一人一人の認知を測定するため、個人を研究の単位とするマイクロ研究となる。

刑罰の威嚇力の認知を鍵変数とする抑止研究

人が犯罪を犯さない理由として、刑罰の威嚇力を想定するのが抑止である。つまり、人が犯罪を犯さないのは、刑罰を受けたくないからだと考えるわけである。よって、刑罰の威嚇力の認知を鍵変数とする抑止効果の研究の中心課題は、主観的な尺度である「刑罰の威嚇力の認知」が、犯罪という行動を予測するかどうかである。なお、抑止研究においては、刑罰の効果を、确实さ、厳しさ、迅速さに分離して考える。厳罰化に関係するのは厳しさである。

刑罰の威嚇力の認知を鍵変数とする抑止研究の我が国への紹介は、宮澤（1994）のレビューがまとまっている。宮澤の紹介を踏まえつつ、最近の動向を紹介しよう。すでに述べたように、一般抑止研究と特別抑止研究はその境目が必ずしも明確でないので、本稿では一般抑止と特別抑止の両者を同時に取り扱う。一般人を対象とする研究は抑止理論が人間一般の犯罪行動を説明するのだろうかという理論検証としての価値が高く、犯罪者・非行少年を多く含むサンプルを対象とする研究は犯罪を減らすための具体的なメカニズムを探るという実用上の価値が高い。

パネルデータを用いた抑止研究

抑止研究の系譜においてエポックメイキングな研究となったのは、Paternoster らによる一連のパネルデータを用いた研究（例えば、Saltzman et al., 1982）である。それ以前の抑止研究は、刑罰の認知と犯罪行動を同一時点で測定した横断的研究で、刑罰の認知と犯罪行動の間にマイナスの関係を見出し、これを抑止効果と解釈していた。しかしながら、刑罰の認知は調査時点の認知である一方、犯罪行動は調査時点までの過去の行動であり、時間的順序を考えれば、犯罪行動が先で刑罰の認知が後であり、マイナスの関係を、犯罪行動に対する刑罰の認知の効果と解釈するのは好ましくない。むしろ、刑罰の認知に対する犯罪行動の効果と解釈する（犯罪を行うと、刑罰の認知が減少すると解釈する）のが適切である。Paternoster らは、因果順序を明確にするためパネルデータを収集し、刑罰の犯罪行動に対する効果と犯罪行動の刑罰に対する

効果を分離することに成功した。何とその結果、刑罰は犯罪行動に対して何の影響ももたらさないのに対し、犯罪行動は刑罰に対しマイナスの効果をもたらすことが判明した。つまり、抑止効果は見事に否定されたのである。なお、彼らの研究では、刑罰の認知は、逮捕される確率に関する認知、すなわち、その確実さに係る認知であり、この研究はその意味では厳罰化に直接関係するものではない。

刑罰の認知の効果、すなわち、公的な（＝刑事司法機関による）制裁の効果が認められないため、Paternoster et al. (1983) は、予測変数として、さらに、非公的な（＝家族、学校、友人といった社会制度による）制裁（非公的統制）に関する認知や、社会統制理論の主要変数を取り込み、分析を行った。非公的統制は、犯罪に対する父、母、親友、恋人の反応に関する認知として測定されている。その結果、再び、刑罰の認知の効果は見出されず、非公式統制と学校の成績のみが、非行行動に対してマイナスの効果をもたらしていることが見出された。すなわち、犯罪行動を抑止しているのは、公的な制裁ではなく、より身近な人々の反応なのである。

さらに、Paternoster (1989) は、刑罰の認知として、確実さだけでなく、厳しさの認知を含めて分析を行った。用いたデータは、3時点から成るパネルデータで、その特性を生かし、何種類かの分析を行っている。結局、厳しさの認知は非行行動を予測せず、一方、制裁の確実さ（逮捕確率）の認知は、サンプルや分析手法によっては、非行行動にマイナスの効果をもたらすことが見出された。全般に、非公的統制の効果は顕著であり、相対的に公的統制の効果の弱さが改めて確認された。

一部のサンプルについて、刑罰の確実性の認知について効果が見出されたので、より洗練された統計手法を用いれば、その効果をとらえられるのではないかと考え、Nagin and Paternoster (1991) は、第一時点の非行行動を予測する回帰式と第二時点の非行行動を予測する回帰式の誤差項相関をモデルに含むことでサンプルの測定されない非均質さを統制して分析を行った。この結果、彼らは、制裁の確実さに関する認知は非行行動に対してマイナスの効果を与えるものの、非公式な制裁の効果の方が大きいことを見出し、パネルデータを用いた、抑止研究の結論はほぼここに固まった。なお、この研究は刑罰の厳しさに関する認知をモデルに含んでいない。

さて、以上紹介したPaternosterらの一連の研究は、一般的なサンプルを用いた研究であるので、犯罪行動を行う一部の人々（すなわち、犯罪者や非行少年）について研究を行う方が重要だという批判が加えられ、犯罪者や非行少年を対象とする研究が始まった。

その最初の研究が、Piliavin et al. (1986) である。人の犯罪行動は、損・得で言え

厳罰化の時代に

ば損、快・不快でいえば不快によって決定されるという前提に立つ抑止理論を批判し、人の行動は両者（損・得や快・不快）のバランスから成り立つとする合理的選択理論に立って研究を行った。この研究は、公的制裁の認知及び非公的制裁の認知に加え、1) 不法な収入と合法的収入の比についての認知、2) 不法な仕事への尊敬と合法的仕事への尊敬の比の認知、3) 犯罪を行いうる機会の認知（快をもたらす機会の認知）という3つの利得面に係る変数を加えて分析を行った。その結果、犯罪者、薬物濫用者、高校退学者の3つのサンプルのいずれにおいても、一貫して犯罪に対する有意な効果を与えるのは、犯罪を行いうる機会の認知のみであること、公的制裁及び非公的統制の認知はまったく犯罪行動を予測しないことが見出された。つまり、この研究の結果に従えば、犯罪者や犯罪を犯す可能性の高い者は損や不快で動くのではなく、利得や快で動くのであり、罰によって人の行動を統制しようとこと自体が誤っているということになる。

ついで、Schneider and Ervin (1990) は、非行少年を対象にとって、刑罰の厳しさ及び確実性の認知がその後の非行に対して抑止理論の予測に反し「プラス」の効果を与えていること、非行に対して最も大きな影響を与えているのは自分がどれだけ法律を守るかという自己認知であることを見出した。自己認知は自己統制であり、一種の非公式統制と見なすことができる。また、この研究は、刑罰の非迅速さを、犯罪を犯してから処分を受けるまでの日数として定義し（実際の日数であるので、刑罰の迅速さの「認知」ではない）、これが、その後の非行に対してマイナスの効果をもたらすという、これまた、抑止理論の予測とは逆の結果を見出している。

最近では、Heckert and Gondolf (2000) が、夫婦間暴力を振るい、再発防止プログラムに参加した者を対象に、再び暴力を振るった際の刑罰の確実性の認知と厳しさの認知を測定し、これらが、いずれも、暴力の再発に全く影響しないことを見出している。

以上、パネルデータを用いた研究は、一般抑止の研究から、特別抑止の研究の方向へと移行したが、実際の犯罪者を対象とした研究においては、刑罰の威嚇力がその後の行動を予測しないことはほぼ定見となった。

シナリオを用いた抑止研究

一般抑止研究は、1990年代に入り、実際の非行・犯罪行動を従属変数とするのではなく、仮想シナリオを想定し、それぞれのシナリオにおける、犯罪を行う見込みを尋ねてそれを従属変数とする研究が主流となった。これは、従来のパネル研究は、ある

時点の制裁に関する認知の、(認知測定から) 相当に後の時点の(例えば、1年後の) 行動への影響を吟味しており、非現実的な設定に基づいているという批判に応えたものである。しかしながら、シナリオを用いた研究においても、基本的には同様の結果が引き続いて見出されている。

まず、Nagin and Paternoster (1993) らのシナリオ研究は、飲酒運転、窃盗、性的暴行について、自己統制の欠如、その行為から得られる快の度合、その行為に対する統制(公的な制裁と非公的な制裁の確実性と厳しさを掛け合わせその総和を求めたもの)、その行為について感じる恥の度合が、その行為をしようとする見込みに有意な影響を与えていること、その中でも、快の認知が最も大きな影響を与えていることを見出している。

また、Nagin and Pogarsky (2001) は、飲酒運転を行うかどうかを従属変数として、無罪を勝ち取ってくれる弁護士と、法的制裁のみを免れるようにしてくれる弁護士に払いたいと思う費用の差を、非公的制裁を得るための価値であるとして測定し、非公的制裁を得るための価値と、刑罰の確実さの認知が、飲酒運転を行うかどうかの意図に影響をもたらす一方、刑罰の厳しさの認知が犯罪を行う見込みに影響を与えないことを見出している。なお、この研究は刑罰の迅速さの効果を吟味した最初のシナリオ研究であるが、迅速さの効果は見出されていない。

以上紹介した、一般抑止の研究は、罰の認知という、抑止理論における重要な変数の効果を直接吟味したものである。これらの研究において見出されたのは、

- ・制裁(損・不快)の認知よりも、得・快の認知の方が犯罪行動への影響が大きい
- ・公的制裁よりも非公的制裁の方が、犯罪行動への抑止効果が大きい
- ・刑罰の厳しさの認知は犯罪行動に影響を与えとは言いきれないが、刑罰の確実性の認知についてはその効果が認められる

の3点である。すなわち、抑止が予定している人間像は、総括的に評価すればほぼ否定されたといつてよく、刑罰の確実性の認知を除き、人間は刑罰の威嚇力に服しないことことが明らかとなった。以上の知見は、抑止理論の中核的部分を検証しており、抑止理論の予測する人間像が、現実の人間像を正當に反映していないことが示されたことは決定的に重要な知見である。

ついで、刑務所収容の増加は犯罪率を減少させるという仮説を検証したマクロ研究をレビューする。すでに触れたように、このタイプの研究においては、抑止効果と隔離効果を分別することは困難である。

刑務所収容動向が犯罪率にもたらす効果に関する研究

刑務所収容動向が犯罪率にもたらす効果に関する研究において最も困難なのは、犯罪率が刑務所人口に与える影響と切り離して、刑務所人口が犯罪率に与える影響をとらえることである。両者は相互かつ同時に影響しあっているのだから、両者の関係を観測しただけでは両者の効果を分離して見極めることはできない。

このタイプの研究の嚆矢は、Devine et al. (1988) の研究である。彼らは、1948年から1985年にかけての、全米の人口10万人当たりの刑務所人口の前年度との差分（あるいはその差分の対数）が、殺人・強盗・侵入盗の人口10万人発生件数（犯罪率）の前年度との差分（あるいは差分の対数）に対しマイナスの影響を与えることを見出している。彼らは、前年度の犯罪率を統制することで、同時性の問題をクリアーしたと主張しているが、同時方程式の内容などが報告されておらず、その後の研究を刺激することになった。

その後、同時性の問題を乗り越えたと主張し、その手続きを明示した最初の論文となったのは、Marvell and Moody (1994) である。アメリカの刑事司法は州を単位に動いているので、州ごとのデータを用いている点でも彼らの研究は、Devine et al. (1988) よりすぐれている。彼らは、同時性の問題を吟味するためにグランジャー因果性テストを行って、短期的には犯罪は刑務所収容人口に対して影響を与えないことを見出し、よって両者の影響を切り離せると主張した上で、1971年から1989年にかけて、人口10万人当たりの刑務所人口の前年度との差分の対数が、指標犯罪の人口10万人発生件数の前年度との差分の対数にマイナスの影響を与えることを見出し、1名刑務所収容を増やすごとに17件犯罪が減ると試算している。

同時性の問題を乗り越えたと主張した第二の研究は、Levitt (1996) である。同時性の問題を、同時方程式を用いてクリアーするには、犯罪率と刑務所人口の一方にのみ影響を与えるが両者から影響されない変数を、理論的に（＝先験的に）見出し、この変数を道具的変数として用いることが必要である。Levitt は、「過剰収容に関する訴訟状況」は刑務所人口にのみ影響を与え犯罪率とは関連しないので道具的変数として用いることができると主張し、1971年から1993年にかけての州ごとのデータを用いて分析を行い、前年の刑務所人口率の対数が、7種の指標犯罪率の対数に影響を与えることを見出した。暗数を考慮した上で、Levitt は、過剰収容に関する訴訟によって1人刑務所から釈放するごとに15件犯罪（7種の指標犯罪の合計）が増えると予測し

ている。

Marvell and Moody (1994) と Levitt (1996) の研究は大きな影響力を持ち、刑務所収容を正当化する論拠として用いられた。しかしながら、Useem et al. (2001) が指摘しているように、これらの研究は決定的なものではない。以下、Useem et al. に従って、この2つの研究を検討しよう（この2つの研究に関するより肯定的なレビューとしては Spelman (2000a) があるが、ここでは、実際にデータの再分析を行った Useem et al. をより信頼する）。

Levitt (1996) については3つの問題点がある。第一に、「過剰収容に関する訴訟状況」は、常識的に考えて犯罪率と関連しており、よって、道具的変数としては適切ではない。犯罪率が高ければ必然的に刑務所人口が増え過剰収容状況となって訴訟が提起されやすいと考えられるからである。第二に、過剰収容に関する訴訟は全米50州のうち13州（そのほとんどが南部）でしか提起されていないため、これらの限られた州における刑務所人口の効果を見た研究でしかない。第三に、刑務所人口の減少が犯罪数にもたらす効果の研究であって刑務所人口の増加が犯罪数にもたらす効果の研究ではない。このうち、第一の欠点は推定値の値自体を疑わせる決定的なものである。

ついで、Useem et al. は、Marvell and Moody (1994) について以下の三つの批判を加えた上で追試を行った。批判の第一は、グランジャー因果性テストを行う際に第三の変数を考慮しておらず、検定の方法が誤っていることである。Marvell and Moody の分析はグランジャー因果性テストにより同時性を排除することによって成り立っており、グランジャー因果性テスト自体が誤っていれば分析自体が意味を失う。第二は、グランジャー因果性テストの結果同時性の認められなかった短期的な効果のみに着目して分析を行っていることである。刑務所収容が短期的に（特に、隔離を通じて）犯罪率を下げたとしても、長期的にみて新たな犯罪者の参入があれば、短期的な犯罪減少効果は意味がない。第三は、統制変数や自己相関の処理が不十分であるということである。

Useem et al. の追試は、道具的変数の利用もグランジャー因果性テストも、同時性を取り除くのに失敗しているとして、いずれの方法も用いない。彼らは、まず、各州における犯罪率と刑務所人口比率の時系列データについて単位根検定を行って、定常性があるかどうかの確認を行い、犯罪率については定常性があることを見出し、見せかけの回帰が生じないことを確認した上で、犯罪率の対数を、前年度の刑務所人口比率で予測するという回帰分析を、さまざまなモデル化（複数のデータ時期の使用、統制変数の有無、ランダム効果の導入、刑務所人口比率の対数化、自己相関誤差の導入

厳罰化の時代に

等々)を用いて行った。その結果、モデルの形状が変わるたびに、刑務所人口比率の犯罪率の効果が、有意にプラスになったり、有意にマイナスになったり、あるいは、有意でなくなったりすることを見出した。つまり、刑務所人口比率の犯罪率に対する効果については安定した知見が得られず、Marvell and Moody の見出した結果は、短期的な効果に着目した、特定のモデルがもたらしたものであることが判明した。

このように、従来決定的な研究と見なされてきた、Marvell and Moody (1994) と Levitt (1996) は、いずれも決定的な知見を与えていない。しかも、1990年代初頭から始まったアメリカにおける暴力犯罪の減少に、刑務所人口が1974年から1996年にかけて6倍に拡大したことが寄与したかどうかを検討した Spelman (2000b) は、Levitt (1996) のモデルを基本モデルとして使用したにもかかわらず、刑務所人口の拡大がなかったとしても暴力犯罪は減少したという結論を下している。¹⁾

さて、刑務所人口比率が犯罪率に与える効果を吟味した、これらの研究は、抑止と隔離の効果を分離していない。しかし、Marvell and Moody (1994) が短期的な効果を見出したこと、また、Levitt (1996) は刑務所釈放の効果を見ていることは、刑務所収容の効果は、抑止ではなく隔離の効果であることを示唆している。

抑止と隔離の効果を分離することを目指した唯一の研究は、Marvell and Moody (1998) である。彼らは、アメリカの48州の1929年から1992年のデータを用いて、自州の刑務所人口と他州の刑務所人口のいずれが、自州の各種犯罪(殺人、強姦、強盗、暴行、侵入盗、窃盗及び自動車盗)の犯罪率をよりよく予測するかを分析した。アメリカにおいては、取締の厳しさは州によって異なるため、自州の刑務所人口がより強い予測力をもてば抑止効果が、他州の刑務所人口の方がより強い予測力をもてば隔離効果が示唆されることになる。その結果、彼らは、他州の刑務所人口の方が自州の犯罪率をよりよく予測すること、つまり、他州における拘禁への「ただ乗り」によって、自州の犯罪率の減少がもたらされていることを見出した。つまり、この研究は、刑務所収容の効果は主として隔離に依存していることを示している。しかしながら、この研究は犯罪者の活動範囲が州を超えているという非常識な前提に依存しており、その結果が直ちに信じられるというものではない。

1) このように厳しい刑罰として信じられている刑務所収容であっても、犯罪抑制に効果があると言い切れない。これは死刑についても同様である。本稿は死刑の効果についてレビューすることが目的ではないので、一本だけ興味深い研究を紹介する。Bailey (1998) は、ある週の殺人数が、当該週、1週前、2週前、3週前の死刑執行と死刑報道によって影響されるかどうかを検討し、様々なタイプの殺人について、一貫して、死刑報道が「プラスの」効果を与えることを見出した。つまり、死刑報道は、殺人を惹起するのである。

以上、刑務所収容動向が犯罪率にもたらす効果に関する研究から、現在、言えることは、

- ・ 刑務所収容人口比率が犯罪率に対してマイナスの効果をもたらすとされている知見はあるが決定的なものでない
- ・ 刑務所収容人口比率が、犯罪動向にもたらす効果は限定的なものに過ぎない
- ・ 刑務所収容人口が犯罪率に対してマイナスの効果をもたらすのであれば、その効果は、抑止よりは隔離によると思われる

の3点である。

Useem et al. (2001) が示したように、刑務所収容人口比率は、時として、犯罪率を上昇させる効果すら持ちうる。以下、なぜそのようなことが起きるかを考察しよう。

刑務所収容の副作用に関する研究

アメリカにおいては、刑務所収容のもたらすマイナスの効果についての問題意識は、1990年代後半になって高まってきた。これは、アメリカにおいて、刑務所人口の急増が犯罪の減少をもたらさないことから生じてきた問題意識である (Vera Institute of Justice, 1996)。

すでに、見たように、人間の犯罪行動は、公的統制よりも家族を始めとする社会制度が及ぼす非公的統制によって決定される。ライフコースに着目した犯罪原因論研究は、家族、学校、職場などの社会制度とのつながり (を通じて蓄積された社会的資本) が、長期 (Sampson and Laub, 1993) あるいは短期 (Horney et al., 1995) において、犯罪・非行を抑制することを示しており、抑止研究において、非公的統制の重要さが見出されたのは、これと軌を一にしている。

さて、刑務所収容は、本人、家族、コミュニティなどにどのような影響を与えているのであろうか。本稿の文脈で重要なのは、刑務所収容が社会の一定の集団・地域に集中し、その集団の社会制度を破壊してしまう効果である。例えば、1985年から1990年にかけてロサンゼルス郡から転出した成人黒人男性の25%は、1990年の時点で刑務所収容されていたことが知られている。そもそも、1989年の時点では全米で20歳から29歳の成人黒人男性の23%が施設内 (8%) あるいは社会内処遇 (15%) の対象となっており (Moore, 1996)、1995年の時点ではこれが32%にまで増加している (Mauer, 1999)。

本稿では、実証研究がもっとも多く提出されている、本人に対する副作用について

厳罰化の時代に

主として取り扱うが、本人に対する影響と、家族やコミュニティなど他の側面に対する影響（例えば、Hagan and Dinovitzer, 1999）は相互に関連しているという理解が必要である。

さて、刑務所収容が本人に対して与える副作用に関する研究としては、就労に対して与える影響についての研究が多い。Freeman (1992) は、何本ものデータを用いて、一貫して、刑務所収容を含む拘禁処分が、就労に対して、マイナスの影響を及ぼしていることを見出している。具体的には、以下のとおりである。

- ① National Longitudinal Survey of Youth (NLSY) を用いて、1980年に下された各種刑事処分を比較し、ジェイルへの収容が、その他のより軽微な処分に比べ、その後1988年に至るまで、一貫して就労（調査の行われた週における就労の有無及び調査前1年間における就労週数）に対し、より大きなマイナスの影響を及ぼしていること。
- ② NLSYを用いて、1980年（ないし1983年）におけるジェイルへの収容経験が、1987年における就労週数（ないし1988年の調査時点における就労の有無）に対し、その前年の就労状況を統制した上でも、マイナスの影響を及ぼしていること。
- ③ Boston Youth Survey を用いて、ジェイルへの収容経験が、調査時点（1989年）における就労の有無に対し、犯罪経験よりも大きなマイナスの影響を及ぼしていること。
- ④ Survey of Inner City Youth を用いて、ジェイルへの収容経験が、調査時点（1980年）における就労の有無に対し、犯罪経験よりも大きなマイナスの影響を及ぼしていること。
- ⑤ Survey of Inner City Youth を用いて、ジェイルに収容された者はされなかった者と比べ、ジェイル収容後、有職者の割合が激減すること。

さらに、Fagan and Freeman (1999) は、NLSYを再分析し、1980年から1982年におけるジェイルないし刑務所への収容が、1980年における、犯罪、犯罪からの収入、就労週数を統制した上で、1983、1986、1989年における、合法的な収入の額と就労週数に対し、大きなマイナスの影響を及ぼすことを見出している。

また、Needels (1996) は、ジョージア州のデータを用い、1976年から1983年にかけての刑務所収容期間が、（1983年から1991年の刑務所収容期間を媒介として）1983年から1991年の収入総額に、マイナスの影響を与えていることを見出している。

一方、就労は、刑務所収容に対してマイナスの影響を与えることが知られている。まず、Freeman (1996) は、NLSYを用いて、1981年にジェイルに収容された青年に

については30.4%がその前年（1980年）に働いていたのに対し、収容されなかった青年については65.5%が働いていたことを見出している。

さらに、Fagan and Freeman (1999) は、NLSY を用いて、1979年の就労週数が、同年の犯罪数及び非合法収入額を統制した上で、1980、1986、1989年における刑務所収容に対し、マイナスの影響を与えることを見出している。

このように、刑務所収容は就労に対してマイナスの影響を与えるが、一方、就労は刑務所収容に対してマイナスの影響を与えるので、刑務所に入れば仕事がうまくいかず、仕事がうまくいかなければ刑務所にはいるという悪循環が形成されている。

さらに、就労は、家族やコミュニティと関連し合っている。まず、Sampson (1995) は、黒人について、男性の就業率が、①両親と子どもが揃った家庭の率に対するプラスの影響を通じて、少年による殺人及び強盗の件数にマイナスの影響を与えていること、また、②15歳から59歳の配偶者のいない女性の率に対するマイナスの影響を通じて、成人による殺人及び強盗の件数にマイナスの影響を与えていることを見出している。さらに、彼は、(黒人・白人を問わず) 男性の就業率が、その地域における、貧困なシングルマザー家庭の率に対するマイナスの影響を通じて、その地域の殺人及び強盗の件数にマイナスの影響を与えていることを見出している。

また、Crutchfield and Richfield (1997) は、調査までの1年間に働いていなかった週数が同期間の犯罪行動にプラスの影響を与えていることを見出した後、地域の就業率が高い地域と低い地域に分けて分析を行い、失業週数の犯罪行動に対する影響は就業率の低い地域に限られていることを見出した。この知見も、社会的問題の集積が犯罪行動につながることを示している。

このように、社会的問題が一定の集団・地域に集積することは、コミュニティの崩壊へとつながっていく。例えば、Morenoff et al. (2001) は、地域の殺人件数に対し、社会問題の集積度（貧困家庭率、生活保護率、失業率、シングルマザー率、黒人率を指標とする因子）がプラスの、コミュニティの有効感（地域の問題解決のために隣人を信頼できる程度及び地域の一体感）がマイナスの影響を与えていること（同様の知見は、殺人以外についても得られている (Sampson and Raudenbush, 1999; Sampson et al., 1997)）、また、社会問題の集積度が地域の有効感を予測することを見出している。

ここで興味深いのはこうした地域における刑事司法機関への信頼の問題である。Sampson and Bartusch (1998) は、社会問題の集積度が、法への不信感に対しプラス、警察への満足感に対しマイナスの影響を与えることを見出している。Sasson (1995) が見出しているように、アフリカ系アメリカ人の間には、「アフリカ系アメリカ人の

厳罰化の時代に

住む地域における高い犯罪率は、白人エリートが黒人を抹殺するために仕組んだ陰謀だ」という見方すらある。個人レベルの研究では、刑事司法機関の手続きが公正であるという認知が施設内の薬物濫用 (Lanza-Kaduce and Radsevich, 1987) や、さらには、夫婦間暴力 (Paternoster et al., 1997) を抑制することを示した研究も出始めている。

Sherman (1993) は、これらの流れを受け、刑事司法機関は罰を下すことによってではなく、公正な取り扱いを行うことで犯罪の減少に寄与できると主張する。この主張は、軽微な秩序違反の取締りが凶悪犯罪の減少につながるという前提に立つゼロ・トレランス政策との関連で興味深い。

Sampson and Cohen (1988) は、軽微な違反の積極的な取締り (警察官一人当たりの軽犯罪及び飲酒運転逮捕件数) は強盗件数に対してマイナスの効果を与えることを見出している。一方、Sampson and Raudenbush (1999) は、軽微な秩序違反と凶悪犯罪の関連は (警察統計における強盗を除き) 地域の有効感を統制すると消失すると報告しており、すなわち、軽微な秩序違反と凶悪な犯罪に直接的な因果関係があるとは考えられない。

よって、Sampson and Cohen (1988) の知見について、軽微な違反の取締りが犯罪を減少させたのは、前者が後者の原因であるからだという解釈は成り立たない。つまり、Sherman (1993) の言うように、軽微な違反の積極的取締りは、取締りの厳しさではなく取締りの公正感の上昇を通じて、地域の有効感を増進し、ひいては、凶悪犯罪を減少させたように思われる。

以上、刑務所収容の副作用に関する研究からは、

- ・ 刑務所収容は就労に対してマイナスの影響を与え、就労は、刑務所収容に対してマイナスの影響を与えるので悪循環を形成している
- ・ 就労、家庭、コミュニティにかかる社会問題は関連しあっており、特定の集団・地域に集積している
- ・ 地域崩壊の程度は、地域の犯罪にプラスの影響を与える

ことが見出され、さらに、

- ・ 地域崩壊の程度が刑事司法機関への不信を増大し、個人レベルでは不信が犯罪行動を引き起こす

ことと関連し、

- ・ 刑事司法機関は、より厳しい対処を行うのではなく、公正な対処を行うことで、地域の犯罪の減少に寄与しうる

ことが示唆されている。

少年を成人として取り扱うことの効果に関する研究

少年を成人として取り扱うことについては、一般抑止及び特別抑止の観点から数本の研究が発表されている。一般抑止については、法改正の前後変化に着目した、以下のような研究がある。まず、Singer and McDowall (1988) は、1978年に行われたニューヨーク州の少年法改正に着目し、分析を行った。この法改正は、従来16歳であった刑事責任年齢を、殺人については13歳、暴行、誘拐、強盗、放火、強姦については14歳に引き下げ、原則として施設収容処分を下すこととするものであった。彼らは、法改正のあった1978年9月をはさむ、1974年1月から1984年12月までの期間の時系列データを用い、法改正前後の、少年法改正によって影響を受けた実験群（ニューヨーク市の13歳から15歳の少年）の犯罪率の変化と、影響を受けなかった2つの対照群（ニューヨーク市の16歳から19歳の少年及びフィラデルフィア市の13歳から15歳の少年）の犯罪率の変化を比較した。殺人、暴行、強盗、強姦、放火の各犯罪について比較した結果、実験群においてのみ犯罪率の減少が認められた犯罪はなく、少年法改正が、対象となる凶悪犯罪を減少させるという結果は見出されなかった。

ついで、Jensen and Metsger (1994) は、殺人（未遂を含む）、強盗、強姦、（相手に身体的障害を負わせるような）傷害、（以上の犯罪を目的とする）暴行のいずれかを行った14歳から18歳の少年について、少年裁判ではなく刑事裁判に付すことにした、アイダホ州の1981年の法改正に着目して分析を行った。このような法改正を行わなかった、ワイオミング州とモンタナ州を対照群として、改正前（1976年から1980年）と改正後（1982年から1986年）の少年暴力犯罪率の変化を比較したところ、アイダホ州においては有意に「上昇」する一方、他の州では有意に「減少」したことが見出された。さらに、アイダホ州の時系列データを用いて、回帰分析を行ったところ、法改正の犯罪抑止効果は見出されなかった。

さらに、Risler et al. (1998) は、7種の暴力犯罪を行った13歳から17歳の少年について、少年裁判所から最高裁判所に管轄権を移し、成人として裁くこととしたジョージア州の1994年の法改正に着目して分析を行った。殺人、強姦、強盗、加重暴行、性犯罪のそれぞれについて少年の逮捕率を、改正前（1992年から1993年）と改正後（1994年から1995年）について比較したところ、どの犯罪についても有意差は認められなかった。

ついで、特別抑止については、少年として裁かれる群とそうでない群について、何

厳罰化の時代に

らかの方法で等質性を担保することが必要である。連続した市街地が2つの州にまたがって存在していることを利用したのは、Fagan (1995) である。ニューヨーク州では第一級・第二級強盗を犯した少年と第一級侵入盗を犯した少年は成人裁判所で裁かれるのに対し、ニュージャージー州では少年裁判所で裁かれる。Fagan は、両州において、犯罪・刑事司法制度に関する指標、人口指標、経済社会状況、労働指標、住居指標が10%以上異ならず、州境を隔てて隣り合っている郡を2組選び、それぞれの郡で第一級・第二級強盗ないし第一級侵入盗で逮捕された少年のランダムサンプルを200人選び、どちらの州で逮捕されたかがその後の非行行動に影響を与えるかどうかを検討した。その結果、強盗で逮捕された少年については、再逮捕率、再収容処分率、逮捕までの期間、逮捕回数のいずれについて比較しても、ニューヨーク州で裁判を受けた少年の方が、ニュージャージー州で裁判を受けた少年に比べ好ましくない結果となっていること、一方、侵入盗で逮捕された少年については有意差がないことが見出された。

フロリダ州においては、検察官が刑事裁判に付すか少年裁判に付すかを振り分ける仕組みとなっており、これに着目して分析を行ったのが、Bishop や Winner らのグループである。彼女らは、1987年に検察官によって刑事裁判所に送致された少年と等質の少年群を、刑事裁判所に送致されず少年司法制度で取り扱われた少年の中から、最も重い本件、本件の数、過去の係属件数、過去の最も重い非行名、年齢、性別、人種についてマッチングを行って確保し、送致された少年の群と送致されなかった少年の群を比較した。Winner et al. (1997) は再犯を1994年まで追跡した (Bishop et al. (1996) は1988年までの再犯を追跡した) 結果、再逮捕を従属変数とするロジット分析によって少年司法制度で取り扱われた少年の方が再逮捕される確率が5%水準で有意に低く、再逮捕に至るまでの期間を生存曲線とするログランク検定によって、少年司法制度で取り扱われた少年の方が再逮捕までに至る期間が10%水準で有意に長いことを見出している (ただし、この傾向は、重罪の財産犯を犯した少年については当てはまらない)。また、再逮捕された者に限った分析からは、少年司法制度で取り扱われた少年の方がそうでない少年に比べ、逮捕回数が少なく逮捕に至るまでの期間が長いことを見出されている。

Myers (1999) は、1994年に武器を用いて暴力犯罪 (強盗ないし加重暴行) を犯した557人の少年を対象に分析を行った。この分析は、少年裁判所の判断により刑事裁判所への送致が決定された138人と少年司法制度で処理された残り419人の比較である。各種統制変数 (年齢、人種、(非) 都市部、在学か否か、使用した武器の種類、最初に裁判所に係属した年齢、犯歴得点、過去の暴力犯罪の有無、裁判中の釈放の有

無、有罪となったか、収容期間、送致から最終処分までの日数)を統制した上で、再逮捕を従属変数とするロジット分析及び再逮捕までの期間を従属変数とするコックス比例ハザード回帰分析を行ったところ、刑事裁判所で扱われた少年の方が再犯をしやすいたことが判明した。

以上、少年を成人として取り扱うことの効果に関する研究からは、

・少年を成人として取り扱うことことは、少年犯罪の抑止に結びつかないことが示された。この結果は、罰は、改善更生処遇と比べ、再犯率を減少させないことを示してきた犯罪者処遇効果研究の成果(津富、1996)からすれば当然のことと言えよう。

【前田(2000)についての検討】

我が国において、少年法の改正のもたらす効果に関する論争において、大きな影響を持ったのは前田(2000)の厳罰化支持論であるので、ここで検討しておこう。前田の理論構成は、アメリカにおいて、

「命題1 少年の厳罰化が成人の厳罰化よりも進行した」

「命題2 少年の犯罪が成人の犯罪よりも減少した」

よって

「命題3 少年の厳罰化は少年犯罪の統制に有効である」

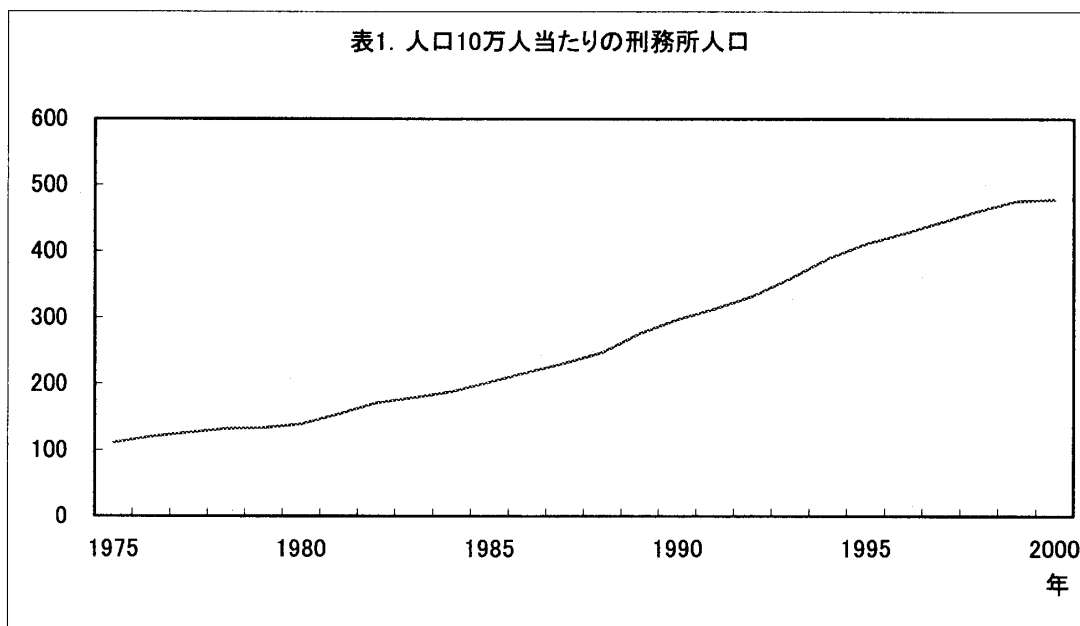
という三段論法から構成されている。まず、命題1から検討しよう。まず、前田は、少年に対する厳罰化のための法改正にのみ着目し、これが1970年から1985年の間行われたとする。このように前田は、少年に関する厳罰化のみを取り上げているが、同時に成人に対する厳罰化、例えば、mandatory-minimum lawsを始めとする刑期を延長するための法律、三振法、truth-in-sentencing laws、そして、特に薬物犯罪者に対する厳罰化政策が進行していたことを見落としている。

少年・成人双方に関し、さまざまな法改正が行われているため、ここでは厳罰化の物差しとして、人口10万人当たりの被拘禁者人口を用いる。前田に有利になるよう、少年については公立及び民間の施設に拘禁されている者の数を用い、成人については公立の施設に拘禁されている者の数のみを用いることとする。この時期に、矯正施設の民営化が進行したのは周知の事実である。

公立及び民間の施設に拘禁されている少年の数は、(筆者が入手できたデータの存在する)1975年から1997年にかけて、人口10万人当たり、241人から368人に増加している(増加率53%) (Flanagan and Maguire, 1992, Table 6.14; Maguire and Pastore,

厳罰化の時代に

2001, Table 6.14)。²⁾ 一方、州ないし連邦の刑務所に拘禁されていた成人の数は、同時期に、人口10万人当たり、111人から444人に増加している（増加率300%）（Maguire and Pastore, 2001, Table 6.27）（表1参照）。これは、前田の主張する、1975年から1985年に限っても、少年の増加率は8%（290から313）であるのに対し、成人の増加率は82%（111から202）である。つまり、命題1は否定される。



ついで、命題2であるが、前田が意図的に検挙人員を用いているところ、人口動態の変化を考慮するため、人口10万人当たりの犯罪件数を見た表（Harris et al., (2000) から再掲）を次に掲げる。暴力犯（表2）を見ても、財産犯（表3）を見ても、少年犯罪が成人犯罪に比べ減少したことは読みとれない。つまり、命題2も否定される。

よって、前田の三段論法は否定される。すなわち、アメリカでは、

「命題1 成人の厳罰化が少年の厳罰化より進行した」

2) 刑務所に収容されている少年人口の与える効果についても検討しておく（連邦刑務所に入っている少年の数は無視できるほど小さいので、州刑務所の少年人口を用いる）。データの入手できた1979年の時点では、公立及び民間の施設に拘禁されている少年の数を100とすると刑務所に入っている少年の比率は3.7、1985年の時点では2.8、1997年の時点では5.1である（Flanagan, et al., 1982, Table 6.12; Flanagan and Maguire, 1992, Table 6.14; Maguire and Pastore, 2001, Table 6.14 and Table 6.15）。これを人口10万人当たりの比率に反映させると、1979年を基準とした、1985年への増加率は24%（260から322）、1997年への増加率は49%（260から387）にしかならない。また、少年刑務所人口のみに着目しても、それぞれ0%（9から9）及び111%（9から19）となる。同時期の成人の増加率は、67%（133から222）と234%（133から444）（Maguire and Pastore, 2001, Table 6.27）であり、どの比較においても成人の増加率が少年の増加率を上まわっている。

表2. 人口10万人当たり暴力犯の逮捕件数(年齢層別, 1970-97)

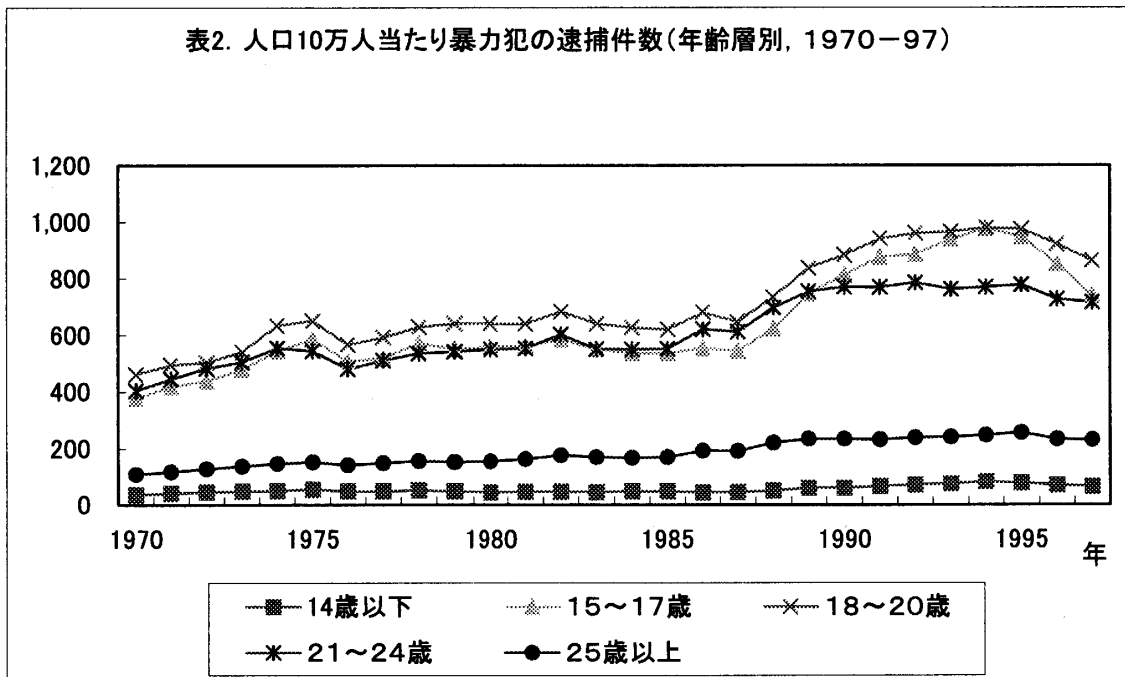
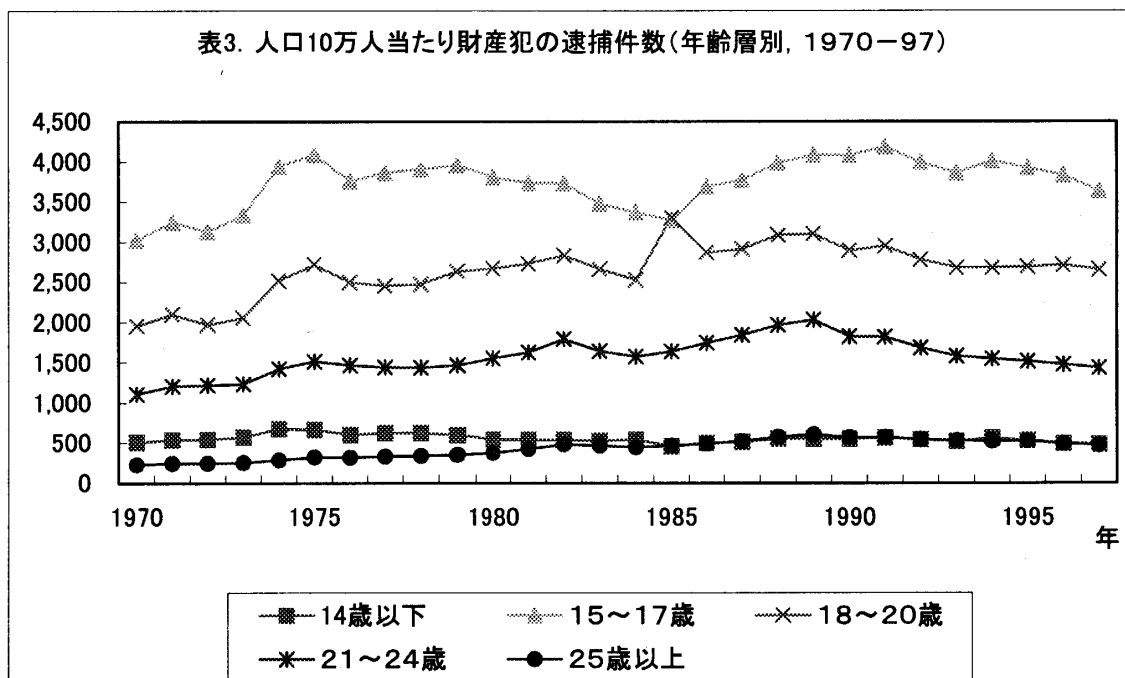


表3. 人口10万人当たり財産犯の逮捕件数(年齢層別, 1970-97)



「命題2 成人の犯罪と少年の犯罪の動向に大きな違いはない」
 よって
 「命題3 厳罰化は犯罪の統制に有効であるとは言えない」
 という三段論法が正しい。

厳罰化する理由に関する研究

厳罰化の理由としては、犯罪件数の増加が犯罪への不安感を高め、その結果、犯罪の減少を求める圧力となって表出されるという説明がしばしば与えられる。実際、我が国の少年法改正においても、少年犯罪が増加しているのかいないのかということが論点となった。

しかしながら、Ellsworth and Gross (1994) は、厳罰の代表である死刑については、

- ・ 1981年以降、死刑を支持する理由として、応報が常に抑止を上まわっており、応報支持者が増加する一方、抑止支持者が急速に減少していること
- ・ Ellsworth and Ross (1983) が死刑支持者に対する調査を行ったところ、その大半が、死刑が終身刑と抑止効果が変わらないとしても死刑を支持すると回答したこと
- ・ 1985のギャロップ世論調査において、死刑支持者の70%前後は、死刑が殺人件数を下げる効果がなくても死刑を支持すると回答したこと
- ・ Ellsworth and Ross (1983) が死刑支持者に対する調査を行ったところ、79%が殺人犯が死刑にならないと怒りを覚えると回答したこと
- ・ 1986年のAP世論調査によると、死刑は公正に執行されていないと回答した者が50%に上るのに、死刑支持者が全体の70%から75%を占めること
- ・ 死刑は殺人を抑止すると考える者とそうでない者に対し、抑止を支持した意見と、抑止を否定した意見を読ませたところ、いずれのグループも、自己の考えを否定する意見は採り入れず、自己の考えをさらに強化したこと

から、死刑への支持には犯罪を減らしたいという目的はなく、感情に基づくものであると説く。さらに、被害体験あるいは犯罪不安の強さが死刑の支持を予測しないという研究（例えば、Fattah, 1979; Fox et al., 1991; Rankin, 1979; Smith, 1976; Stinchcombe et al., 1980; Taylor et al., 1979; Tyler and Weber, 1982）が多く出ていることから、ここでいう「感情」は、犯罪不安ではないと主張する。同様に、Bowers et al. (1994) は、ニューヨーク州の住民とネブラスカ州の住民を比較し、ニューヨーク州の住民の方が犯罪不安が高いのに、ネブラスカ州の住民の方が死刑支持率が高いと報告している。このように、犯罪不安と厳罰化要求が関連しないことを示唆する研究は多い。

また、Tyler and Boeckmann (1997) は、三振法に対する支持、全般的な厳罰支持、刑事手続きによる被告人・被疑者保護への反感を従属変数、犯罪不安の認知、社会状

況（カリフォルニア州、コミュニティ、家族、マイノリティによる多様性）の認知、社会についての見方（権威主義、独断主義及び自由主義）を独立変数として分析を行い、3つの従属変数に一貫して影響を与えているのは、家族の状況についての認知（例えば、「家庭では十分に子どものしつけができていない」、「家族の中の結びつきはかつてほど強くない」、「最近の若者は道徳的なしつけが必要だ」）及び社会についての見方（例えば、「社会の落ちこぼれになるのは意志が弱いからだ」、「世の中には真実を追求する人とそうでない人の2種類から成っている」、「多言語教育に賛成である」）のみであり、犯罪不安は全般的な厳罰支持にしか影響を与えていないことを見出した。特に、大きな影響を与えているのは、社会についての見方であり、この結果は、厳罰化要求が各人のもともと持っている社会観に由来するものであることを示唆している。

また、Bowers et al. (1994) は、一般市民に、死刑と、「長期の拘禁と遺族への補償を組み合わせた処分」を比較させると、後者が選択されるにもかかわらず、ニューヨーク州議員の70%は、一般市民が選択するのは死刑であると思いこんでいると報告している。このことは、法改正を通じて厳罰化を推し進める立場にある政治家のイニシアティブの重要さを示唆している。

Beckett (1997) は、「この国において何が一番重要な問題ですか」という質問に対し、犯罪（少年非行及び法と秩序の崩壊ないし不穏な社会状況を含む。）と答えた人々のパーセンテージの推移と、犯罪に関する連邦政府高官の発言・発表などが新聞ないしテレビニュースに取り上げられた回数の推移を、時間を追って比較し、常に後者が前者に先行していることを見出している（薬物問題についても、同様の結果を見出している）。つまり、世論は誘導されている。

以上、厳罰化の理由に関する研究からは、

- ・ 厳罰化は感情に基づいている
- ・ 厳罰化の背景にある感情は犯罪不安ではなく、その人のもともと持っている社会についての見方に発している

・ 厳罰化には、政治家を始めとするパワーエリートのイニシアティブが働いていることを見出されている。これらの知見を総合的に解釈すると、厳罰化が、「被害者」の声ではなく、その国におけるパワーエリートの持っている、社会についての見方を反映したものであることが推測される。この点を、アメリカとドイツの刑務所収容動向の違いを例にとって論じたのが、Savelsverg (1994) である。ドイツでのパワーエリートは政治家ではなく官僚であるが、我が国のパワーエリートは誰であろうか。

最後に

以上、犯罪を犯した少年を刑務所に入れることが犯罪の抑止に効果的だという言説にかかわる諸仮説を吟味した諸研究をレビューしてきた。以下、これまでの各章における結論を再掲しよう。

【刑罰の威嚇力の認知を鍵変数とする抑止研究から】

- ・制裁（損・不快）の認知よりも、得・快の認知の方が犯罪行動への影響が大きい
- ・公的制裁よりも非公的制裁の方が、犯罪行動への抑止効果が大きい
- ・刑罰の厳しさの認知は犯罪行動に影響を与えるとは言い切れないが、刑罰の確実性の認知についてはその効果が認められる

【刑務所収容動向が犯罪率にもたらす効果に関する研究から】

- ・刑務所収容人口比率が犯罪率に対してマイナスの効果をもたらすとされている知見はあるが決定的なものでない
- ・刑務所収容人口比率が、犯罪動向にもたらす効果は限定的なものに過ぎない
- ・刑務所収容人口が犯罪率に対してマイナスの効果をもたらすのであれば、その効果は、抑止よりは隔離によると思われる

【刑務所収容の副作用に関する研究から】

- ・刑務所収容は就労に対してマイナスの影響を与え、就労は、刑務所収容に対してマイナスの影響を与えるので悪循環を形成している
- ・就労、家庭、コミュニティにかかる社会問題は関連しあっており、特定の集団・地域に集積している
- ・地域崩壊の程度は、地域の犯罪にプラスの影響を与える

【少年を成人として取り扱うことの効果に関する研究から】

- ・少年を成人として取り扱うことことは、少年犯罪の抑止に結びつかない

【厳罰化する理由に関する研究から】

- ・厳罰化は感情に基づいている
 - ・厳罰化の背景にある感情は犯罪不安ではなく、その人のもともと持っている社会についての見方に発している
 - ・厳罰化には、政治家を始めとするパワーエリートのイニシアティブが働いている
- これらの諸研究は方法論的にも問題が少なくなく、以上の知見は予備的なものに過ぎないが、一貫して厳罰化の無益さを示唆している。すなわち、少年に対する厳罰化

の効果は期待できないと考えられる。

Tyler and Boeckmann (1997) は、高学歴の者ほど厳罰化を支持しないことを見出しているが、厳罰化は、刑務所人口を増やし予算を圧迫する。アメリカではすでに刑務所予算が高等教育予算を凌ぐ勢いである（例えば、Schiraldi (1998)）。

我が国がこうした悪循環に陥らない保証はない。今こそ、修復的司法やコミュニティ司法（Clear and Karp, 2000）を始めとする、悪循環を断つための提案が真摯に受け止められなければならない。

文 献

- Bailey, W. C. 1998. Deterrence, Brutalization, and the Death Penalty: Another Examination of Oklahoma's Return to Capital Punishment. *Criminology* 36; 711-733.
- Beckett, K. 1997. *Making Crime Pay: Law and Order in Contemporary American Politics*. New York, NY: Oxford University Press.
- Bishop, D. M., Frazier C. E., Lanza-Kaduce L., and Winner L. 1996. The Transfer of Juveniles to Criminal Court: Does it Make a Difference? *Crime & Delinquency* 42: 171-191.
- Bowers, W. J., Vandiver, M., and Dugan, P. H. 1994. A New Look at Public Opinion on Capital Punishment: What Citizens and Legislators Prefer. *American Journal of Criminal Law* 22:77-150.
- Clear, T. R. and Karp, D. R. 2000. *Toward the Ideal of Community Justice*. NIJ Journal, October 2000.
- Crutchfield, R. D. and Pitchford, S. R. 1997. Work and Crime: The Effects of Labor Stratification. *Social Forces* 76: 93-118.
- Devine, A. J., Sheley J. F. and Smith, M. D. 1988. Macroeconomic and Social-Control Policy Influences on Crime Rate Changes, 1948-1985. *American Sociological Review* 53:407-420.
- Ellsworth, P. C. and Ross, L. 1983. Public Opinion and Capital Punishment: A Close Examination of the Views of Abolitionists and Retentionists. *Crime and Delinquency* 29: 116-119.
- Ellsworth, P. C. and Gross, S. R. 1994. Hardening of the Attitudes: American's Views on the

厳罰化の時代に

- Death Penalty. *Journal of Social Issues* 50: 19-52.
- Fagan, J. 1995. Separating the men from the boys: The comparative advantage of juvenile versus criminal court on recidivism among adolescent felony offenders. In Howell, J. C., Krisberg, B., Hawkins, J. D. and Wilson, J. J. (eds.), *Sourcebook on Serious, Violent, and Chronic Offenders*. Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Fagan, J. and R. B. Freeman. 1999. Crime and Work. In Tonry, M. (ed.) *Crime and Justice: A Review of Research (Vol. 25)*. Chicago, IL: University of Chicago Press.
- Fattah, E. A. 1979. Perceptions of Violence, Concern about Crime, Fear of Victimization and Attitudes to the Death Penalty. *Canadian Journal of Criminology* 21: 22-38.
- Flanagan, T. J. and Maguire, K. 1992. Sourcebook of Criminal Justice Statistics --- 1991. Washington, DC: US Government Printing Office.
- Flanagan, T. J., Van Alstyne, D. J. and Gottfredson, M. R. 1982. Sourcebook of Criminal Justice Statistics --- 1981. Washington, DC: US Government Printing Office
- Fox, J. A., Radelet, M. L. and Bonsteel, J. L. 1991. Death Penalty Opinion in the Post-Furman Years. *New York University Review of Law and Social Change* 28: 499-528.
- Freeman, R. B. 1991. Employment and Earnings of Disadvantaged Youths in a Labor Shortage Economy. In Jencks, E. and Peterson, P. E. (eds.), *The Urban Underclass*. Washington, DC: Brookings Institution.
- . 1992. Crime and the Employment of Disadvantaged Youths. In Harrell, A. and Peterson, G. (eds.) *Drugs, Crime and Social Isolation: Barriers to Urban Opportunity*. Washington, DC: Urban Institute.
- . 1996. Why Do So Many Young American Men Commit Crimes and What Might We Do About It? *Journal of Economic Perspectives* 10: 25-42.
- Hagan, J. and Dinovitzer, R. 1999. Collateral Consequences of Imprisonment for Children, Communities and Prisoners. In Michael, T. and Petersilia, J. (eds.) *Crime and Justice: A Review of Research (Vol. 26)*. Chicago, IL: University of Chicago Press.
- Harris, P. W., Welsh, W. N. and Butler, F. 2000. A Century of juvenile justice. In G. LaFree (ed.), *Criminal Justice 2000, Volume I: The Nature of Crime: Continuity and Change*. Washington, DC: National Institute of Justice.
- Heckert, D. A. and Goncolf, E. W. 2000. The Effect of Perceptions on Sanctions on Batterer Program Outcomes. *Journal of Research in Crime and Delinquency* 37: 369-391.
- Horney, J., Osgood, D. W. and Marshall, I. H. 1995. Criminal Careers in the Short-Term:

- Intra-Individual Variability in Crime and its Relation to Local Life Circumstances. *American Sociological Review* 60: 655-673.
- Jensen, E. L. and Metsger, L. K. 1994. A Test of the Deterrent Effect of Legislative Waiver on Violent Juvenile Crime. *Crime & Delinquency* 40: 96-104.
- Lanza-Kaduce, L. and Radosevich M. 1987. Negative Reactions to Processing and Substance Use among Young Incarcerated Males. *Deviant Behavior* 8:131-148.
- Levitt, S. D. 1996. The Effect of Prison Population Size on Crime Rates: Evidence from Prison Overcrowding Litigation. *The Quarterly Journal of Economics* 111: 319-52.
- Maguire, K. and Pastore, A. L. 2001. Sourcebook of Criminal Justice Statistics --- 2001. Washington, DC: US Government Printing Office.
- Marvell, T. B. and Moody, C. E., Jr. 1994. Prison Population Growth and Crime Reduction. *Journal of Quantitative Criminology* 10: 109-140.
- , 1998. The Impact of Out-of State Prison Population on State Homicide Rates: Displacement and Free-Rider Effects. *Criminology* 36: 513-535.
- Mauer, M. 1999. "Lock 'Em Up and Throw Away the Key": African-American Males and the Criminal Justice System. In Haas, K. C. and Alpert, G. P. (eds.) *The Dilemmas of Corrections: Contemporary Readings*. Prospect Heights, IL: Waveland Press.
- Moore, J. 1996. Bearing the Burden: How Incarceration Weakens Inner-City Communities. In *The Unintended Consequences of Incarceration: Papers from a Conference Organized by the Vera Institute of Justice*. New York, NY: Vera Institute
- Morenoff, J. D., Sampson, R. J. and Raudenbush, S. W. 2001. Neighborhood Inequality, Collective Efficacy, and the Spatial Dynamics of Urban Violence. *Criminology* 39: 517-559.
- Myers, D. L. 1999. Excluding Violent Youths from Juvenile Court: The Effectiveness of Legislative Waiver. Ph. D. Dissertation, University of Maryland.
- Nagin, D. S. and Paternoster, R. 1991. On the Relationship of Past to Future Participation in Delinquency. *Criminology* 29: 163-189.
- , 1993. Enduring Individual Difference and Rational Choice Theories of Crime. *Law & Society Review* 27: 467-498.
- Nagin, D. S. and Pogarsky, G. 2001. Integrating Celerity, Impulsivity, and Extralegal Sanction Threats into a model of General Deterrence: Theory and Evidence. *Criminology* 39: 865-889.

厳罰化の時代に

- Needels, K. E. 1996. Go Directly to Jail and Do Not Collect? A Long-Term Study of Recidivism, Employment, and Earnings Patterns among Prison Releasees. *Journal of Research in Crime and Delinquency* 33: 471-496.
- Paternoster, R. 1989. Decisions to Participate in and Desist from Four Types of Common Delinquency: Deterrence and the Rational Choice Perspective. *Law & Society Review* 23: 7-40.
- Paternoster, R., Saltzman, L. E., Waldo, G. P. and Chiricos, T. G. 1983. Perceived Risk and Social Control: Do Sanctions Really Deter. *Law & Society Review* 17:457-479.
- Paternoster, R., Brame, R., Bachman R. and Sherman L. W. 1997. Do Fair Procedures Matter? The Effect of Procedural Justice on Spouse Assault. *Law & Society Review* 31:163-204.
- Piliavin, I., Thornton, C., Gartner, R., and Matsueda, R. L. 1986. Crime, Deterrence, and Rational Choice. *American Sociological Review* 51: 101-119.
- Rankin, J. 1979. Changing Attitudes Towards Capital Punishment. *Social Forces* 58: 194-211.
- Risler, E. A., Sweatman, T. and Nackerud, L. 1998. Evaluating the Georgia Legislative Waiver's Effectiveness in Deterring Juvenile Crime. *Research on Social Work Practice* 8: 657-667.
- Saltzman, L. E., Paternoster, R., Waldo, G. P. and Chiricos, T. G. 1982. Deterrent and Experiential Effects: The Problem of Causal Order in Perceptual Deterrence Research. *Journal of Research in Crime and Delinquency* 19: 172-189.
- Schneider, A. L. and Ervin, L. 1990. Specific Deterrence, Rational Choice, and Decision Heuristics: Applications in Juvenile Justice. *Social Science Quarterly* 71: 585-601.
- Sampson, R. J. 1995. Unemployment and Imbalanced Sex Ratios: Race-Specific Consequences for Family Structure and Crime. In Tucker, M. B. and Mitchell-Kernan, C. (eds.) *The Decline in Marriage among African Americans*. New York, NY: Russell Sage.
- Sampson, R. J and Laub, J. H. 1993. *Crime in the Making: Pathways and Turning Points through Life*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Sampson, R. J, Raudenbush, S. W. and Earls F. 1997. Neighborhoods and Violent Crime: A Multilevel Study of Collective Efficacy. *Science* 277: 918-924.
- Sampson, R. J. and Bartusch, D. J. 1998. Legal Cynicism and (Subcultural?) Tolerance of Deviance: The Neighborhood Context of Racial Differences. *Law & Society Review* 32: 777-804.
- Sampson, R. J and Raudenbush, S. W. 1999. Systematic Social Observation of Public Spaces:

- A New Look at Disorder in Urban Neighborhoods. *American Journal of Sociology* 105: 603-651.
- Sasson, T. 1995. African American Conspiracy Theories and the Social Construction of Crime. *Sociological Inquiry* 65: 265-285.
- Savelsberg, J. J. 1994. Knowledge, Domination, and Criminal Punishment. *American Journal of Sociology* 99: 911-943.
- Schiraldi, V. 1998. Is Maryland's System of Higher Education Suffering Because of Prison Expenditures? <http://www.cjcj.org/jpi/maryreport.html>.
- Sherman, L. W. 1993. Defiance, Deterrence, and Irrelevance: A Theory of the Criminal Sanction. *Journal of Research in Crime and Delinquency* 30: 445-473.
- Singer, S. I. and McDowall, D. 1988. Criminalizing Delinquency: The Deterrent Effects of the New York Juvenile Offender Law. *Law & Society Review* 22: 521-535.
- Smith, T. W. 1976. A Trend Analysis of Attitudes Towards Capital Punishment 1936-1974. In J. E. Davis (ed.), *Studies of Social Change Since 1948 (Vol II)*. Chicago, IL: NORC.
- Spelman, W. 2000a. What Recent Studies Do (and Don't) Tell Us about Imprisonment and Crime. In Tonry, M. (ed.) *Crime and Justice: A Review of Research (Vol. 27)*. Chicago, IL: University of Chicago Press.
- , 2000b. The Limited Importance of Prison Expansion. In A. Blumstein and J. Wallman (eds.) *The Crime Drop in America*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Stinchcombe, A., Adams, R., Heimer, C., Scheppele, K., Smith, T. and Taylor, D. 1980. *Crime and Punishment: Changing Attitudes in America*. San Francisco, CA: Jossey-Bass.
- Taylor, D. G., Scheppele, K. L. and Stinchcombe, A. L. 1979. Salience of Crime and Support for Harsher Criminal Sanctions. *Social Problems* 26: 413-424.
- Tyler, T. and Weber, R. 1982. Support for the Death Penalty: Instrumental Response to Crime, or Symbolic Attitude? *Law and Society Review* 17: 21-45.
- Tyler T. R. and Boeckmann, R. J. 1997. Three Strikes and You Are Out, but Why? The Psychology of Public Support for Punishing Rule Breakers. *Law & Society Review* 31: 237-265.
- Useem, B., Piehl A. M., and Liedka, R. V. 2001. *The Crime-Control Effect of Incarceration: Reconsidering the Evidence*. Final Report to the National Institute of Justice (98-II-CX-0085).
- Vera Institute of Justice. 1996. *The Unintended Consequences of Incarceration: Papers from a*

厳罰化の時代に

- Conference Organized by the Vera Institute of Justice*. New York, NY: Vera Institute
- Von Hirschi, A., Bottoms, A. E., Burney E. and Wikstrom P-O. 1999. *Criminal Deterrence and Sentence Severity: An Analysis of Recent Research*. Oxford, UK: Hart Publishing.
- Winner, L., Lanza-Kaduce, L., Bishop D. M. and Frazier, C. E. 1997. The Transfer of Juveniles to Criminal Court: Reexamining Recidivism Over the Long Term *Crime & Delinquency* 43: 548-563.
- 津富宏 1996 「犯罪者処遇は有効である」 *犯罪と非行* 110: 98-127.
- 前田雅英 2000 *少年犯罪—統計から見たその実像* 東京大学出版会
- 宮澤節生 1994 *法の抑止力* 木下富雄・棚瀬孝雄編 *応用心理学講座5 法の行動科学* 福村出版

追記 本稿は、所一彦編『犯罪の被害とその修復—西村春夫先生古稀祝賀—』（敬文堂）所収の拙稿「厳罰化の時代に」に紙幅の関係で掲載できなかった部分を追加し、若干の加筆訂正を行ったものである。